

「日本遺産 (Japan Heritage)」認定実施要項

平成27年4月16日
文化庁長官決定
平成28年4月25日
一部改正
平成30年4月17日
一部改正

(趣旨)

第1条 文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図るためには、歴史的経緯や、地域の風土に根ざし世代を超えて受け継がれている伝承、風習等を踏まえたストーリーの下に有形・無形の文化財をパッケージ化し、地域が主体となって総合的な整備・活用を行うとともに、国内外への戦略的な情報発信や人材育成・伝承、環境整備などの取組を効果的に進めていくことが求められる。そこで、各地域の創意工夫によってこれらの取組を進めるための有効な方策である「日本遺産 (Japan Heritage)」の認定につき、実施に関して必要な事項を定めるものである。

(認定の対象)

第2条 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」(以下「日本遺産」という。)に認定する。

(認定の方法)

- 第3条 日本遺産の認定に関する審査を行うため、「日本遺産審査委員会」(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 日本遺産の認定は、委員会の審査結果を踏まえて、文化庁長官が行う。
 - 3 文化庁長官は、委員会の審査結果を踏まえ、日本遺産の申請者に対して、翌年度以降の申請に当たって、申請者が留意すべき改善点を通知することができる。

(審査の基準)

第4条 前条の審査の基準は次のとおりとする。

- (1) ストーリーの内容が、当該地域の際立った歴史的特徴・特色を示すものであるとともに我が国の魅力を十分に伝えるものとなっていること。
- (2) 日本遺産という資源を活かした地域づくりについての将来像(ビジョン)と、実現に向けた具体的な方策が適切に示されていること。
- (3) ストーリーの国内外への戦略的・効果的な発信など、日本遺産を通じた地域活性化の推進が可能となる体制が整備されていること。

(申請)

- 第5条 日本遺産の申請者は別に定める市町村とし、文化庁への申請は都道府県教育委員会を經由して行うこととする。
- 2 ストーリーが複数の市町村にまたがる場合は、原則として当該市町村(その区域内に当該ストーリーを構成する上で不可欠な文化財が所在しているものに限る。)の連名で申請を行うこととするが、都道府県が管下の市町村(申請者)間の連絡調整等を行う場合は、当該都道府県が市町村に代わって申請者となることも可能とする。

(設定内容の変更)

第6条 日本遺産の設定内容は変更することができる。

2 第3条第2項及び前条の規定は、前項の変更について準用する。

(実施細則)

第7条 この要項の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成27年4月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成28年1月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成30年4月17日から施行する。